

# 日本看護歴史学会 会報

日本看護歴史学会  
第5号  
1989年5月1日

## 日本看護歴史学会の 真価が問われるとき

亀山 美知子

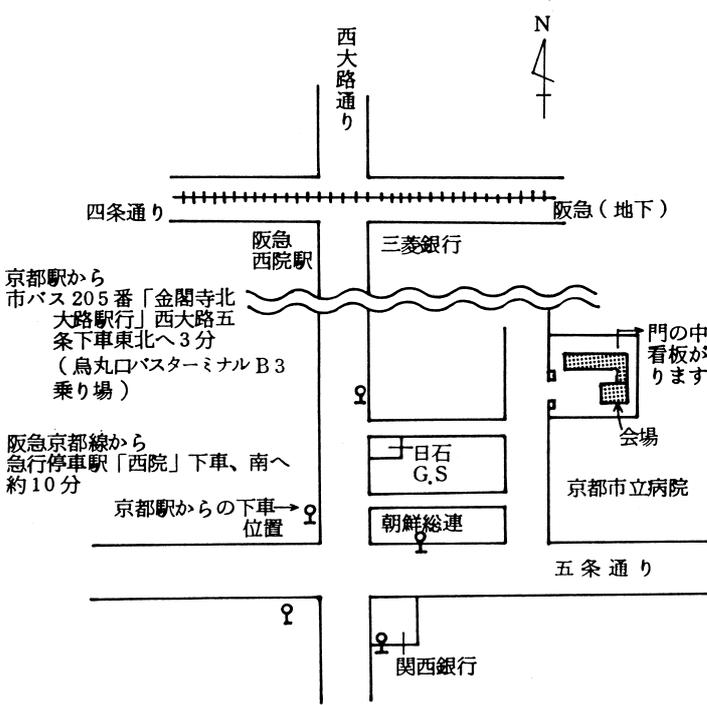
日本看護歴史学会が一九八七年一月に設立されてから早くも今年で三年目になります。看護史という分野に新たな息吹を吹きこむことを目的に、看護史の多岐な分野の開発、それを支える地道な研究活動の定着などに取り組んで参りました。その成果の一端は文学・映像などのマス・メディアに取り上げられた看護場面から看護の史的评价を行なおうというグループの活動などにかがうことができます。

展の開催、オリジナル・テレカ制作などを行いました。これらはいずれも予想を上回る成功をおさめることができました。また、~~昨年~~ <sup>去年</sup>は助産婦二〇〇年（「医制」発布に基づく）、再来年には保健婦五〇年（昭和二六年「保健婦規則」制定）など記念する年が相次ぎますが、これらはあくまでも別枠で考えねばならないものといえます。本会は看護史に関する研究団体です。研究領域の開発、史料の発掘、看護史の理論の構築などに力を注ぐとともに、研究者の資質の向上を目指し、節度ある研究態度をひろく定着させるべきであると考えます。その意味でも、三年目の今年には本会の真価が問われるときであるといえます。

### 第三回 日本看護歴史学会大会開催のおしらせ

今、看護教育が大きく変わろうとしています。昨年の大会では、看護教育を女子教育史の視点から評価するという示唆性に富んだ講演を準備いたしました。時代の転換期を迎えた今年には、GHQの看護教育改革の時代をふりかえることによって、将来的展望を模索する企画を立てました。臨床・教育にこだわらず、看護の明日を考えるために、ぜひ御参加下さい。

開催期日 8月19(出)20(回)  
会 場 〒604京都市中京区壬生東高田町一の一  
京都市立看護短期大学  
(お問い合わせは、できるかぎり郵便でお願いいたします)  
参加費用 三〇〇〇円(会員・非会員共。懇親会費別)  
責任者 福本恵(京都府立保健婦専門学校)  
亀山(京都市立看護短大)



※ タクシーで御来場の方へ  
市立病院の北側に医師会看護専門学校があるため、  
運転手の方へこの地図をみせて下さい。

第三回大会開催日程

- 第一日 8月19日(土)
    - 12時 開場
    - 12時30分 受付開始
    - 13時~14時30分 講演
      - 「中国の護士について」(仮) 神戸大学教授 寛久美子氏
    - 15時~16時 会員による研究報告
      - 司会 大平政子
    - 16時~17時 総会
      - 司会 山本捷子
  - (事務局・会計報告・一九八九年 度活動方針、同予算審議 他)
  - 18時~20時 懇親会(会場別)
  - 第二日 8月20日(日)
    - 9時~12時 分科会
      - (担当 高橋みや子)
    - 12時~13時 休憩
    - 13時~14時 各分科会の経過報告
    - 14時30分~16時30分 放談会
      - 「私のみた 戦後の看護教育改革」
      - 司会 ライダー島崎玲子
      - 五十嵐 節
- 元日本看護協会会長小林富美栄氏  
元東京都看護協会会長吉田浪子氏  
大阪大学医療技術短大  
氏家幸子氏

第三回大会に参加される方は、次の事項に御留意下さい。

- (1) 会員証は必ず持参して下さい。
- (2) 懇親会会費は約四〇〇〇円出席の有無、希望分科会などはハガキで七月末日までに大会事務局へおしらせ下さい。
- (3) 懇親会会費は約四〇〇〇円出席の有無、希望分科会などはハガキで七月末日までに大会事務局へおしらせ下さい。

〒604 中京区壬生東高田町一の二  
京都市立看護短大  
日本看護歴史学会  
大会事務局 宛  
41

第三回大会参加申込み書

- 1. 会員番号
- 2. 氏名
- 3. 希望する分科会名
- 4. 懇親会出席の有無
- 5. 大会事務局への要望

◆研究報告の募集について

研究報告のテーマ、要旨(400字 詰原稿用紙縦書B5版二~三枚)を大会事務局まで郵送して下さい。封書には「研究報告申込み書在中」と朱書のこと。応募〆切り一九八九年五月末日。採否の通知は六月末日に発送します。

◆幹事の選挙について

一九八七年一月に創設された本会は、今年で三年目を迎えます。本会会則第一六条に基づき、今年度中に幹事の選挙を行います。それに先立ち、選挙規約案を作成しましたので総会の場で承認が得られれば選挙の公示をいたします。

日本看護歴史学会 幹事選挙規約(案)

- 第一条 日本看護歴史学会の幹事の定数は一〇名とする。
  - 第二条 選挙人および被選挙人の資格は、幹事会選挙の行なわれる年度に発行される日本看護歴史学会会員名簿に記載されている者とする。
  - 第三条 選挙管理委員会は、幹事の改選の年に開催される総会の場で会員より選出された三名の選挙管理委員によって組織される。選挙管理委員の任期は、幹事の承認が行なわれたときまでとする。
  - 第四条 幹事選挙の公示は日本看護歴史学会会報(以下、会報)の紙上において行なうものとする。
  - 第五条 幹事選挙の投票は選挙管理委員会の規定する投票用紙を使用し、一〇名を連記し、日本看護歴史学会幹事選挙投票所へ無記名で郵送するものとする。
  - 第六条 投票期間は会報の発行日より三カ月間とし、その最終日当日の消印のあるものは有効とする。
  - 第七条 開票の結果、得票順に上位一〇名を幹事とする。選挙管理委員会の確認後、辞退者であった場合は高得点の者より順次繰り上げ、一〇名とする。
  - 第八条 第一〇位の者が複数以上あった場合に限り、該当者はすべて幹事とみなすものとする。選挙後一年を経て幹事の中から欠員が生じた場合の次点者繰り上げは原則として認めない。
  - 第九条 幹事選挙の結果は、選挙後もっとも早い時期に発行される会報紙上に発表するものとし、幹事の承認は総会の場で行なう。
  - 第一〇条 新たに選出された幹事はその年度内に前任者より事務の引き継ぎを行ない、次年度より幹事の任務を遂行する。
- ※この規約作成に伴い、現在の会則中、第三条の会員資格を三年以上会費滞納者を除外することに改正する必要があります。

